



週報

第十三號

昭和二十二年五月二十日

○漁船保險法に就て

(農林省水産局)

○帝國在郷軍人會の概要

(陸軍省新聞班)

—(國際時事解説)—

○幣制改革第一年に於ける支那の金融財政状態

(外務省情報部)

週報

昭和二十二年五月二十日

第一頁

(本書の大きさは規定規格A5判)

五銭

所 込 申	價 定
一ヶ月(前金)	五 銭
一ヶ年(前金)	二 圓 十 銭
一ヶ年分未納税額希望の方は一割五厘の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。	
内閣印刷局發賣掛	
東京九ノ内(三三三)三九	
電話 東京 二九〇〇番	
全国各地官報販賣所	
東京書籍株式會社	
東京市神田區錦町一ノ二二三	
電話 東京 九三九〇番	
最寄書店・購買店	

官報附録週報別刷	
昭和二十二年五月五日印刷發行	
編輯者	情報委員會
印刷者	東京市神田區本町四丁目
發行所	内閣總理大臣官舎内印刷局
	東京市神田區本町四丁目

週報

第三十號

昭和二十五年五月二十日

- 漁船保險法に就て
(農林省水産局)
- 帝國在郷軍人會の概要
(陸軍省新聞班)
——(國際時事解説)——
- 幣制改革第一年に於ける
支那の金融財政状態
(外務省情報部)

五錢

週報

昭和二十五年五月二十日 第三十號

（本誌の大きさは國定規格A5判）

（本誌の大きさは國定規格A5判）

所 込 申	價 定
	一 部 五 錢
	一ヶ年(前金) 二圓四十錢
	(外幣に依る地) 要送料
	(城は二圓四十錢)
	一ヶ年分未滿配達御希望の方は一
	部五錢の割合を以て前金を添へ御
	申込み下さい。
内閣印刷局發賣掛	
電話九ノ内(三)三五二一九	
振替 東京一九〇〇番	
全国各地官報販賣所	
東都書籍株式會社	
東京市神田區錦保町一ノ三	
振替 東京 九三九〇番	
最寄書店・驛賣店	

官報附録週報別刷

昭和十二年五月五日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市麹町區永田町
印刷者 内閣總理大臣官舎内
東京市麹町區大手町

露光量違いにより重複撮影

隣邦ア

革命直後のロシアから新強國完成のロシアへ、視しく彼地に在つて人類未開の尊い社會實驗を體驗した唯一人の日本人たる著者が(昨夏歸朝)革命一破壊一建設の様相を著者自身の實見談・エピソードばかりを以て綴りしもの

去る三月十日發賣される、陸軍省や、東西の各大新聞は、誰もが言ひ得ざりし事を、かくも大膽に公平に……

吾國のロシア出版物の白眉……武人の筆と思へぬ名文麗筆……なりとの絶讃を續け、忽ちにして三萬五千部を賣りつくしたる名著。

正文三六五頁
特別寫真四十七葉(別刷り)
定價一圓三十錢(十一四錢)

斗南書院
東京・神田區・駿河臺下
振替・東京・四六八〇九

正しき脱獄の爲に
變つた肉體
資本家の居ない國
光の面と闇の面
ロシア人を憐れむ
變る大原野
嘆きの元侯爵夫人
國旗の無い白蠟人
下宿屋の戀物語
エダヤ人の家庭
夜會の語に女中轉向
グオルガの船頭
ある連綿兵の話
大連河建設の途に
移り行く市民生活
五ヶ年計畫の由來
エダヤ人余店と秘密
先づ軍人と労働者を
切符制度の真相
殺濱は死んで呉れ
移る世相
雨降つて地固る
ホテル閉鎖
金が物言はぬ劇場
大學を卒へるまで
ロシア娘の理想の夫
政治教育の實況

權利としての教育
墮る肉體
農業・戀愛・結婚
伸びゆく女性
療養所の話
敬服すべき樹根
變つた税金
宗教の都・科學の都
プロレタリアの別荘
宗教なき國のXマス
質素な巨頭の日常暮

變る農村
治め難き農民
コルホーズ實驗
世界雄飛の基礎成る
現地に見る專制政治
スターリンの登壇
獨裁政治の機密室
怖ろしいスバイ朝
武士は食はねど
ロシアの出版
怖しき憲法の力
憲法改正の意圖
赤軍野外教令
正規兵百二十萬
軍機に伴ふ二難

階級制度復活秘聞
壯丁難容話
赤軍職階指導方針
空から降る部隊
不意打の防空演習
兵卒・下士・將校
ウオロシロフ
と語る
赤軍五人男
赤海軍の再建
ロシアはどう動く?
邊境工作
巧妙な民族政策
ロシアと外蒙
土耳古を通じて南へ
砂漠の國イラン
西隣諸國はどう動く
暗雲低連下の波瀾
國際紛争の渦心
ウクライナ
世界を敵として
ある高官と語る
第三インテリと
人民戦線
革命は東方にて決す
攻勢作戦に出づる
極東經營
組國を購みて

漁業保險法に就て

帝國在郷軍人會の概要

以泰時事解説

幣制改革第一年に於ける

支那の金融財政状態

最近公布の法令

農林省水産局

陸軍省新聞班

外務省情報部

内閣官房總務課

露光量違いにより重複撮影

隣邦アソ

著 三彦 素

斗南書院
東京神田區・駿河臺下
振替・東京・四六八〇九

革命直後のロシアから新強國完成のロシアへ、視しく彼地に在つて人類未開の尊い社會實驗を體驗した唯一人の日本人たる著者が(昨夏歸朝)革命一破續一建設の模相を著者自身の實見談・エピソードばかりを以て綴りしもの。去る三月十日發賣さる、陸軍や、東西の各大新聞は、誰もか喜び得ざりし事を、新歩か、大膽に公平に、開兵、吾國のロシア出版物の班大、白眉……武人の筆と思へぬ名文麗筆……なりとの絶讃を寄せ、忽ちにして三萬五千部を賣りつくしたる名著。本文三六五頁、特別寫真四十七葉(別刷り)定價一圓三十錢(下四錢)

正しき認識の爲に
變つた國情
資本家の居ない國
光の面と闇の面
ロシア人を懼ふ
癡き元後爵夫人
兩儀の無い白痴人
下宿娘の戀物語
ユダヤ人の家庭
夜會の話に女中轉向
グオルガの船頭
ある連騎兵の話
六溪河城殿の露に
移り行く市民生活
五ヶ年計畫の由來
ユダヤ人余店の秘密
先づ軍人と労働者を
切符制度の眞相
嚴漬は死んで呉れ
移る世相
雨降つて地固る
ホテル閉話
金が物言はぬ劇場
大學を卒へるまで
ロシア娘の理想の夫
政治教育の實況

權利としての教育
露る肉體
職業・戀愛・結婚
伸びゆく女性
蕪蕪所の話
敬服すべき剣眼
變つた税金
宗教の都・科學の都
プロレタリアの別荘
宗教なき國のXマス
質素な巨頭の日常暮
露る農村
治め難き農民
コルホーズ實話
世界建設の基礎成る
露地に居る專制政治
スターリンの尊嚴
獨裁政治の機密室
怖ろしいスパイ網
武士は食はねど
ロシアの出版
悔しき意志の力
憲法改正の意圖
赤軍とところどころ
赤軍野外交令
正規兵百二十萬
軍旗に傳ふ二聲

階級制度復活露閉
壯丁露話
赤軍戰團指導方針
空から降る露隊
不意打の防役演習
兵卒・下士・將校
ウオローロン
と語る
赤軍五人男
赤海軍の再建
ロシアはどう動く?
露境工作
巧妙な民族政策
ロシアと外敵
土耳古を通じて南へ
西隣露國はどうか
暗黒低下の波瀾
國際陰謀の渦心
ワタライナ
世界を敵として
ある高僧と語る
第三インダイヤ
人民解放
革命は東方に決す
攻勢作戦に出づる
極東經營
國運を賭みて

漁船保險法に就て……………農林省水産局……………(一)

帝國在郷軍人會の概要……………陸軍省新聞班……………(二三)

——(國際時事解説)——

幣制改革第一年に於ける……………外務省情報部……………(二九)

支那の金融財政状態……………

最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(二八)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の弊を開き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報最近發行掲載内容△

- 第二十四號
 - ▽紀元二千六百年に就て
 - ▽國防上より見たる米穀の問題
 - ▽我國に於ける犯罪現象
 - ▽永代借地權の撤廢成る
- 第二十五號
 - ▽母子保護法に就て
 - ▽第七十回帝國議會の概観
 - ▽最近のヨーロッパ情勢
- 第二十六號
 - ▽絲價安定施設法に就て
 - ▽滿鐵の躍進
 - ▽獨逸の勞働奉仕團制度
- 第二十七號
 - ▽今次總選舉の意義
 - ▽總選舉と國民の覺悟
 - ▽選舉と國民の務
 - ▽今回の選舉修正
- 第二十八號
 - ▽選舉違反に就て
 - ▽選舉運動に就て
 - ▽地方工業化に就て
 - ▽揮發油及アルコール混用法に就て
 - ▽前回總選舉に於ける府縣別投票率
 - ▽國際労働會議に就て
- 第二十九號
 - ▽現下の財政經濟政策に就て
 - ▽獨伊を中心とする歐洲の動き

本誌より轉載の場合は週報に依る旨を明記し且轉載委員會列記部政府せられたし其の他編輯に關しての意見は進んで編輯委員會に出され

漁船保險法に就て

農林省水産局

一まへがき

漁船は一般船舶に對して特殊な地位に立つて居る。それは一般船舶は單に海上を運航することを主たる目的とするに反して、漁船は海上を運航するは勿論、更に魚群の去來に従つて日夜の分ち無く、時には荒天をも冒して漁獲に従事しなければならぬ點に於て、更に又一般船舶に比して危険の多い點に於て、また其の危険の性質に於て著しく其の趣を異にして居るからである。従つて漁船に起る海難に對する救済施設も亦一般船舶に對するそれに比して特別なものでなければならぬ。漁業社會に於て漁船に特有なる海難救済施設としての漁船保險制度を要望し來つたのは、此の理由に依るものである。

政府に於ても亦夙に其の必要を認めて、大正十四年の交より、漁船保險法制定の準備を進め來つたのであるが、今度、去る第七十回帝國議會に、漁船保險法案及漁船再保險特別會計法案を提出し、其の協賛を経て去る三月三十一日公布せられ、茲に漁業者が十數年間切望し續けて來た漁船遭難救済に對する恆久的立法が確立せられるに至つたのであつて、近時沿岸漁場の荒廢に因り漁村の窮乏甚だし

く其の更生方策の實施が痛感せられて居る際に、本法が制定せられたことは、漁村の更生上は勿論、漁船に依る漁業經營に革新的氣運を齎らす上に於ても、寔に效果多きものと考へられるのである。以下漁船保險の必要性、我國漁船保險の現況及漁船保險法の内容につき概説することとする。

二 漁船保險の必要性

漁船は漁業者にとつては唯一の生産手段であると共に、唯一の重要財産でもある。其の漁船に發生する海難は、漁業者の唯一の財産を奪ふばかりでなく、生産の機會を奪つて終ふ。時には其の生命をも惜みなく奪つて終ふ。生命に對する對策は別として、我國に於ける漁船が海難に因つて年々どれ位の損失をして居るかについて、最近十箇年間に於ける一箇年平均損害總額を見ると約二百萬圓である。其の中漁船の損害は約百三十五萬圓、漁具の損害額は約五十五萬圓、其の他の損害が約十萬圓である。最も損害の多かつたのが、昭和八年の四百八十萬圓である。

然るに現在に於ては、之等の損害に對する救済については、殆ど適當な施設がない。従つて漁業者は一度海難に遭遇すると、代船を建造することが出来なくなり、之に因つて再起不能になる場合も屢見受けられるのである。

右のやうな實情であるから、漁船保險制度の確立は不時の災害に因つて生ずる損害を經濟的に救済し、漁業者の漁業經營を安定させると同時に、從來金融上の利便を殆ど與へられなかつた漁船に擔保

力を與へて、漁業界の多年要望し來つた漁船を擔保とする金融の途も促進せられることとなり、延いては漁業の振興、漁村の更生に對して力強い支援を與へることとなるのである。

三 漁船保險の現況

現在我國に於て海上保險會社中、漁船の保險を取扱つて居るものは約十社ある。之等の保險會社が取扱ふ漁船保險の實情を見ると、其の普及は寔に微々たるものであつて、其の漁船保險は、海上保險の營業の全體から見ると、極めて僅かな部分を占めて居るに過ぎない。蓋し之等の保險會社の取扱ふ保險は、概して漁船の價額が少額であつて、其の漁船の所在が全國の津々浦々に彼所にかたまり、此所にかたまりと言ふ風に散在して居るのであるから、其の加入を普及する爲には營業費が高まり、自然保險料が割高となり、更に又會社の營業方針を以てしては、監督が充分に行きわたらず道德的危険の防止も亦行はれ難い等の諸事由に基くものと思はれる。

従つて、右のやうな缺點を補つて漁業者の要求を満足させるやうな施設としては、相互保險を目的とする漁船保險組合制度が最も適當と信ぜられるのであつて、現に歐洲諸國に於ては、漁業者の相互扶助の精神に則り、早くから漁船保險組合制度が發達して居り、英國、獨逸、佛蘭西等の諸國に於て其の活動の見るべきもの、多きに徴しても明らかである。幸ひ我國に於ては船講の如き制度により早くより隣保共助、相互扶助の精神が醸成せられて、既に漁業組合、産業組合の形で發達して居る。従

つて漁船保険組合の指導精神も亦こゝに在るべきものとし、漁船保険法は此の精神を骨髄として立案せられた。此の意味に於て漁船保険法は一般船舶を対象とする保険業法と異つて、漁業者向き、漁村向き即ち協同組合的であると言ふことが出来る。

四 漁船保険法の内容

(一) 漁船保険法の組み立て

本法は全文三十九箇條から成り、三章に分れ、第一章は漁船保険組合、第二章は漁船再保険、そして第三章は罰則になつて居る。此の中本法の實體を爲すものは、第一章及第二章である。

第一章は、漁船保険事業を爲す主體である漁船保険組合の組織と、其の組合の爲すべき保険行爲の準則を定めて居る。

第二章に於ては組合と政府との間に成り立つべき再保険關係を規定して居る。之は漁船保険組合だけで保険を爲さしめるときは、危険の分散が狭少であるばかりでなく、暴風雨、海嘯等に因つて危険が地方的に密集して來る場合には、組合は豫定以上に保険金を支拂はなければならなくなるので、政府が組合の負擔した危険の大部分を負擔して、危険を全國的に分散させて、地方の各組合の事業の安定を圖り、以て本法に依る漁船保険制度を恆久的基礎の上に置くやうに意を配つたのである。

(二) 漁船保険組合の構成

本法に依る漁船保険組合は、漁船の所有者が其の所有する漁船を保險する爲に、斯る希望を持つ者が多數集まつて設立することが出来る。言ひ換へれば此の組合の漁船保險制度を利用しようとする者は必ず此の組合員とならなければならないのであつて、組合外に在つて組合と自分の所有する漁船を保險に付けることは出来ない。何故なれば、前述のやうに本組合の指導精神は組合員同志の隣保共助的、相互扶助的或は協同組合的な精神を基調として居るからである。組合の盛衰は組合員に直ちに反映し、組合員の行爲は逆に組合の盛衰に影響する。従つて一組合員の保險は自己の爲の保險であると同時に他の組合員の爲の保險となる。即ち實質的に組合員は自己所有の漁船につき保險せられると同時に他の組合員の漁船につき保險して居る關係に在る。

漁船保険組合の設立については、本法は一定の手續に従つて設立の準備を行ひ、農林大臣の認可を得て始めて設立せられること、定められて居る。

斯の如くして設定せられる漁船保険組合は社團法人ではあるが、本組合は組合員相互の利益を圖ることを目的とするものであつて、社會一般の公益を目的としてゐない。此の點に於て公益法人ではない。又彼の海上保險會社のやうに營利を目的としてゐない點に於て營利法人でもない。従つて本組合は、公益法人でもなければ、又營利法人でもなく、漁業經濟上漁業者に對して一種特有なる便益を齎

らすことを目的とする所謂中性的法人であると言ふことが出来る。

(三) 漁船保険組合の種類

保険の目的となるべき漁船の範囲は總噸數百噸以下の動力附漁船から權限であつて小漁船に及ぶことを原則とするのであるが、例外の場合と雖も總噸數千噸を越えることはない。之等の漁船の中、危険の程度が相似たるものを寄せ集めて相互保険を爲させることが、保険の經營上必要とせられる。例へば、トロール漁船とか、鰹船漁船の如きものを各一組合に纏めることが適當とせられる。此のやうに相互に業態の似た漁船だけを集めて作る組合を特別漁船保険組合と言ふ。如何なる漁業に従事する漁船を以て、斯る組合を作らせるかについては、豫め農林大臣が漁船の従事する漁業を指定することとなる。

右の指定漁業以外の漁業に従事する漁船は一定の区域内にあるものだけが集まつて、地區的組合を作らせることとする。之を前の特別漁船保険組合に對して、普通漁船保険組合と言ふ。

漁船保険組合は右の二種類の中、何れか一つに屬さなければならぬ。そして特別漁船保険組合は其の組合同志で、又普通漁船保険組合は其の組合同志で同一区域内でせり合ふことは許されぬ。無駄な競争の爲に相互に其の仕事に支障を來すことを避ける爲當然なことである。

特別漁船保険組合の區域は其の保険の性質上道府縣に互るのを普通とするが、普通漁船保険組合の

區域の大ききについては漁船の分布は地域に依つて一定してゐないから確然たる定めを爲し難い。然し乍ら、結局は次の二つの標準から決定せられると思はれるのであつて大體一府縣に三組合乃至五組合といふことにならう。即ち(1)組合の保險經營の點から見れば區域を廣めて保險契約數を多くすることを有利とするが、(2)組合員の相互監視に依つて道徳的危険を防止する上に於ては區域を大きくすることは不利益である。

(四) 漁船保険の意味

本法に於て漁船保險と言ふのは、漁船の所有者を以て組織する漁船保險組合に於て組合員の漁船につき滅失、沈没、損傷其の他の事故に因つて生ずることあるべき損害を填補することを約し、組合員が之に對して保険料を支拂ふことを約することに因つて成立する相互保險である。

漁船保險を形式的に見るときは、組合員は其の所有する漁船につき組合と保險契約を爲すに過ぎないが、之を本質的に見るときは、其の組合員の爲す保險契約は他の全部の組合員の集團と爲すものであつて、組合は便宜的に其の集團に代つて保險契約を爲して居るに過ぎぬ。此の場合組合は企業者としての保險者ではない。何となれば一見組合の利益又は缺損と思はれるものは實は組合自體のものではなく、組合員全體のもの、利益であり缺損であるからである。例へば組合が保險金の支拂ひに不足を生じた場合に、追徴金として各組合員から追徴保險料を徴出させることを得させて居るとか、或

は又場合に依つては、保険金額を削減して組合の急場を脱する途を開いて居るとか、更に又、若し組合の運営が順調に進んで剰餘金が生じた場合には、それを各組合員に分配することが許されて居る點等を綜合して考へるならば、組合は保険關係に於て實質的の主體ではないと謂はなければならぬ。斯く考へるときは組合員が組合と爲す保険契約は、實質的には組合に對して爲す契約ではなくて、他の組合員全體と爲す契約である。従つて組合員は被保険者であると同時に保険者であると言ふ二重の地位に立つて居る。漁船保険とは斯る意味に於て、謂ふ所の相互保険である。

斯る意味に於て相互保険としての漁船保険は、相互扶助的であり、隣保共助的であり、更に又協同組合的であると謂ふことが出来る。

(五) 保 險 料

漁船保険をめぐつて一番問題となるのは保険料についてである。政府が漁船保険法を制定して漁船保険制度を確立しようとして居るのは、單に保険事故の發生に因つて支拂ふ保険金の支拂條件を組合員に便宜になるやうに圖らうとするのみでなく、保険料も可及的に低廉に漁業經營に支障を來さない程度に止め、而も組合の維持存続にも差障りの無いやうに考慮しようとする點に在る。

政府は既に昭和二年十月以降昭和十年九月迄過去八箇年に亘つて、全國主要漁船所在地百八箇所に於て大約一萬五千隻の漁船について實施した調査資料に基いて海區別(九海區)道府縣別、動力の有

無別、木製鋼製別、船齡別、漁業の種類別(三種)及噸數別(八種)に之を集計して危険率を算出し、更に夫々安全率に相當する値を算出し、之等に依つて純保険料率を定め、之に附加保険料率を加算して保険料を算定して、漁船保險組合の保険料の基準とする方針である。

漁船保險の運営上最も懸念せられることは組合員の保険料の拂込如何であるが、既に發達して居る漁業組合業と連絡を保つて、其の漁獲物販賣所等に於て豫め賣揚代金中から控除して積立つる等の方法に依るならばさしたる不便もないものと考へられる。

(六) 保 險 金 額

一般の船舶保險に於ては大體船價の七割程度を保險金額として居る。詰り會社が船價の七割につき危険を擔保し、残りの三割につき被保險者に危険を負擔せしめて居る。例へば船價が一萬圓であるとすれば其の三割の三千圓は被保險者の損失になる。之は通常起り勝ちな道徳的危険を防止する方法として保險會社間に守られて居る慣習である。漁船保險に於ても原則として此の例にならつたが、組合員の保險常識の如何に依つては七割以上とするとも認め得る。

(七) 保 險 期 間

一般船舶保險の例にならつて保險期間は原則として一年とした。蓋し保險期間を長期にすること

は、漁船の保険價額が年々減少してや、もすると超過保險になつて組合員に意外の感と與へることは實施上芳しくないことを慮つた爲である。但し行方不明、遭難状態の繼續等の特別の事由ある場合に於ては保險期間の延長を認めることとし、又漁船の船齡、特別の危険等の特別の事由ある場合には一年未滿の保險期間をも認めることとする方針である。

(八) 組合の填補責任

保險の目的たる組合員の漁船が海難に因つて損害が生じた場合には組合は、其の組合員に對して行つた保險約款の取り極めに従つて、其の損害を填補しなければならぬ。本法に於ては成るだけ漁業者の操業に便利を與へるやうにと言ふ配意からして保險金を支拂ふ原因となる海難を限定することなく、「滅失、沈没、損傷其の他の事故」と言ふ言葉を以て、漁業者が操業上蒙る打撃を網羅して、それ等の經濟上の打撃を救済する途を講ずるやうにした。

其の外、漁船が危険に遭遇して損害を蒙らうとする際とか、損害が刻々擴大しようとする際に、組合員をして其の損害を防止し、又は輕減せしめることは本漁船保險制度の精神より當然要求せられる義務ではあるが、本法に於ては特に此の精神を強調すると共に組合員の義務とした。但し損害の防止輕減の爲必要又は有益であつた費用は、損害の防止輕減の効果の有無に拘らず、命令の定むる限度内に於て組合で填補することになつてゐる。

尚漁船が沈没、行方不明又は修繕不能等の場合には一般海上保險の慣例にならつて保險金を爲し得ることとし、組合員が其の漁船を委付したときは、法令に基いて組合は其の保險金全部を支拂ふこととした。

特にこゝに注意を促したいことは、漁具も必要に應じて保險の目的とすることも出来るが、漁具だけを保険に付けることは出来ない。漁具を保険に付けようとする爲には、其の前提として、其の屬して居る漁船が先づ保險に付けられて居ることが絶対的條件である。

今後組合と組合員との間に爲される保險契約の種類は、其の填補の種類に依つて異なる。之は各組合員の保險常識の程度、組合の成績等に依つて當然異ならなければならないが、本漁船保險制度に於て豫想せられる契約の種類は(一)全損救助費擔保、(二)分損當然全損の場合をも含む救助費擔保、(三)分損救助費擔保及衝突損害賠償の三種類になる。此の中最も行はれ易いのは(一)の場合であり、(二)、(三)は各組合員が保險に對する理解が進むに従つて漸次普及せられるものと考へられる。

(九) 損害額の算定

損害が発生して組合が保險金を支拂ふ場合一番問題になり勝ちなのは、其の損害額の算定である。そこで組合内に評價委員制度を設けるとか、其の他適當なる評價方法を定めることに依つて、妥當なる算定を爲させることとし、政府に於ても豫め算定方法の標準を定めて其の標準に依つて指導し監督

する方針である。

(十) 再 保 險

政府が再保險を管掌する趣旨は既に述べた通りであるが、政府の填補責任の發生するのは、組合が組合員に對して填補の責任が發生した時である。委付を爲し得る利益を有し、權利を有するものは組合員であるが、組合が無闇に委付の引受を爲すことは、直ちに政府に影響することが多い。何故なれば政府は組合の引受けた保險金額の七割を再保險して居るからである。そこで組合は組合員の被保險漁船につき委付の原因たる事山が發生したときには遅滞なく損害發生の經過、委付の原因等について通知させ、組合が委付に依つて取得した一切の權利の行使又は處分方法につき政府の指圖に従はせることとし、其の權利の行使又は處分に依つて得た金額の歸屬を合理的にするやうにした。

(十一) 漁船再保險審査會

再保險に關する事柄について、若し組合が政府に對して民事訴訟を提起するやうな場合には、漁船再保險審査會の議を経ることを要するものとしたのは、簡易なる解決方法を供するものであつて組合保護の趣旨から出て居る。

帝國在郷軍人會の概要

陸軍省新聞班

一 軍人會の目的と創立

帝國四圍の環境と、國情とに鑑みる時は、一朝有事の場合には成るべく速かに戰爭の終結を告げることが望ましい。之が爲には平時より戰時編制に近い國軍を建設維持することが必要である。併し戰時兵力の増大せる今日、平時より此の要求を充すに足るだけの編制を採ることの困難は敢て多言を要しない所であつて従つて戰時國軍の大部は是非共在郷軍人を以て之を編成せねばならぬ。即ち在郷軍人は現役軍人の延長であり外廓であり、戰時第一線に立つべき將兵の待機の姿勢である、又一面に於て在郷軍人は國民としては活動の第一線に立つべき人々である。此の意味に於て、在郷軍人は戦士として將又産業人として實に重要な地位を占むるものであつて、其の精銳なる否とは國家國軍の興隆發展に至大の關係を有するのである。

在郷軍人會は、斯る重要な職能を有する在郷軍人が、互に協力一致、聖旨を奉體して軍人精神を鍛鍊し、軍事能力を増進するを本旨とし、兼ねて社會の公益を圖り、風教を振作し、恆に國家の干城たり國民の中堅たるの實を擧げるのを以て目的とするのであつて、在郷軍人をして良兵良民たるの

實を擧げしむる修養團體に外ならぬのである。

此の目的の爲に帝國在郷軍人會が生れたのは明治四十三年で、本年恰も二十有七年を迎へた譯である。而して其の創立は明治天皇の御思召に依り、時の陸軍大臣寺内正毅大將が主として其の任に當られ、伏見宮眞愛親王殿下を總裁に戴き、時の天長の佳節十一月三日を下して東京に發會式を擧げたのである。

本會は當初陸軍々人のみを會員としたが、大正三年十月陸海軍協力提携することとなり、本會の組織は大要整ふに至つた。茲に於て同年十一月三日畏くも左の優渥なる勅語を賜り在郷軍人の進むべき道を御宣示あらせられた。

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其ノ本分ヲ盡サムコトヲ期セヨ

之實に在郷軍人に賜つた指針であつて、之によつて在郷軍人會の基礎は愈々鞏固となるに至つた。

本會は畏き邊りの思召に依り總裁として伏見宮眞愛親王殿下、次いで閑院宮載仁親王殿下を戴くの外、屢々勅語、御沙汰或は御内帑金を拜し又幾多の特典をも賜つて居り、會員一同は唯々恐懼感激の外なく感奮興起以て聖恩の萬一に對へ奉らんことを期して居る次第である。

二 發展の趨勢と組織の改正

如上の光榮に浴しつゝある在郷軍人會は、此の辱なき皇室の寵眷に感激し、會員一同渾身匪躬の節を致して日夜報效の誠を誓ひ、且國民の信頼に背かざらんことを期すると共に、一面時運の推移に鑑みて會勢の伸展に努めつゝ、二十有餘年を経、今や團體數一萬五千餘、會員數約二百九十萬人に達し、名實共に國民の中堅團體として健實なる發達を爲しつゝある。

然るに其の後世界情勢の變化、殊に滿洲事變以來我國を繞る四圍の環境は時を逐うて緊張を加へ、國力の充實を要する今日の如きことなきの秋、之が爲軍大なる使命を有する軍人會の強化發展が愈々切實となつたのに鑑み多年の懸案であつた公的團體として認めらるゝこととなり、昭和十一年十月勅令を以て律せらるゝに至り、茲に從來一個の私設團體であつた帝國在郷軍人會は、其の地位を向上されたと共に、其の統制強化を圖ることとなり、同年十一月三日勅令及陸海軍省令に依る規程に基いて會則が新たに制定され、軍人會の歴史に一新紀元を劃した譯である。

此の劃期的制度の改正、それは軍人會の地位の向上と統制の強化とが二大重點ではあるが、それと共に見逃すことのできないことは、今日迄同會を發展せしめて來た自治の長所は十分に之を取入れ、遂に全部を統制的に律すると云ふが如き急激なる改變を避けたことである。元來軍人會は前にも述べた成立の本義から見て、良兵良民の實を擧ぐる爲に會員が修養すべき機關で、其の主眼は平戦兩時を問はず軍の任務に寄與することである、従つて假りに今戰時召集の際の事のみを對象として考へたならば、是非共軍隊の統制に終始せしむるに如かないが、併し又、會の目的なり其の成立なり乃

至會内の實情等を考察する時、軍隊的統制を行ふは必ずしも適當と認め難いので、自治の長所は飽迄之を尊重し、其の短所を棄てる様に指導し、會員の自覺、自律に依つて軍紀統制に近づかしめ、以て自治統制の實を擧げようとするのが今次制定された規程や會則の精神である。

尙今回の組織改正に當り特に

朕時勢ノ推移ト國防ノ整備トニ鑑ミ茲ニ帝國在郷軍人會ノ組織ヲ確立セシム汝在郷軍人克ク先朝ノ聖諭ヲ體シ其ノ本分ニ顧ミ戮力奮勵以テ朕力倚信ニ副ハムコトヲ期セヨとの優渥なる勅語を賜つたことは恐懼感激の至りに堪へない次第である。

三 軍人會の事業

本會は常時前述設立の目的を達する爲に必要な事業を行つて居るが、之が計畫及實施に付ては左記要綱に則る如く指示せられてある。

- 一 聖旨を奉體し軍人の本分を恪守すること
- 二 軍軍の任務に寄與するを主眼とすること
- 三 階級秩序を重んじて鞏固なる團結を形成すること
- 四 犠牲奉公の實を擧ぐることに
- 五 實踐躬行の範を郷黨閭里に垂るゝことに

而して此の要綱に則り爲すべき行事の準據すべき所は會則に示されてある通りで、要は軍人精神の鍛鍊、軍事能力の増進に努め、其他召集、徵發、徵兵検査、簡閱點呼等の援助、未入營未入團兵の教育等兵事關係業務の援助等を爲すの外、青年學校教練の補助、秩序維持の援助、防團救護事業への協力、國防思想の普及、思想の善導、風教の改善等國家公共の事業に協力援助し、或は戦公傷病軍人及其等の家族に對し、必要に應じ慶弔慰藉若は扶助を行ひ延いて社會の融和協調の美を助成し、或は過去戦役を記念し、戦傷死者の祭典、遺族の救助等、隣保相助に努力する等で、今日迄之等事業に精進し、國家社會に寄與し來つた事は是に尠くない。

特に滿洲事變に際しては銃後の活躍によつて當局の施策に協力せる功績は國民の均しく認める所である。而して特に此の國家的の大なる貢獻の裏には會員一同の犠牲的精神に燃ゆる涙ぐまき迄の奉仕のあつた事は見逃すことは出来ない。

四 軍人會の組織

本會は陸、海軍大臣の監督を受けるものであつて、會の團結及事業實施上の單位としては分會がある。分會は一般には各町村の區域内に住んで居る會員で組織し、行政區劃、小學校通學區域又は交通其他地方の狀況に依つて通常班に區分され、班は更に最寄の人員若干を以て組に區分することが出来る。此の單位である分會を郡市——大都市では區——の區域を纏めて聯合分會を作つて居る。此の聯合分會を内地では各聯隊區毎に纏めて支部を置き、各師管内の支部を以て聯合支部を組織し、東京

に本部を置いて之を統轄するといふのが組織の一般である。其の他朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國、支那、南洋其の他海外に於て内地の事情と異なる所に於ては、夫々現地の事情に應じて規定されて居る。尙工場、鑛山、會社又は鐵道等一つの勤務先に多數の在郷軍人を有する所に於ては、指導統制上其の所屬の會員を以て分會を組織することを得、又市及聯合分會を設置しある町村に於て同一聯合分會の區域内に居住する海軍正會員が多數であつて分會として事業を實施させるのを適當と認むるときは、當該聯合分會内に海軍正會員を以て分會を組織させることが出来る。

本會は總裁として閑院宮藏仁親王殿下を奉戴し役員としては會長副會長は現役在郷を問はず適當なるものを充てることとし、聯合支部長は師團司令部附少將、支部長は聯隊區司令官、聯合分會長及分會長には在郷者を以て充て、居る。

本會の會員は正會員、特別會員及名譽會員の三種に分ち、在郷軍人は進んで本會に加入するやうに指導されて居り、殆ど大部分之に加入して居る。

五 結 び

以上に於て軍人會の梗概を述べたが、要するに本會は常に國防上重要な團體であるばかりでなく、國家公共の爲にも緊要なる團體である。國民各位に於ては如上本會の使命と其の内情とに鑑み、我等の軍人會として、之が發展向上に萬幅の同情と後援とを惜まれないことを切望してやまない。

幣制改革第一年に於ける 支那の金融財政状態

外務省情報部

一 新幣制實施の結果

昨一九三六年度は、新幣制實施の第一年として支那の財政にとつて頗る重大な時期にあつたもので、同年に於ける支那の財政金融の状態は、今後の情勢を卜する上に非常に参考となるものである。

一昨一九三五年十一月三日附財政部佈告を以て發表された新幣制は、言ふ迄もなく支那財政の上で大改革を行つたものであつた。新幣制は一種の管理通貨で、銀弗銀塊の通用を禁止し中央、中國、交通の三銀行紙幣を法貨として強制通用力を附與したものであつたが、銀との兌換は認めず、銀は國有とし發行準備管理委員會を設け、私有の銀貨、銀塊は新紙幣との強制交換を命じ、これを發行準備管理委員會に交付せしめるものであつたから新紙幣は全く銀と關係のない擬制法貨である。而も新幣制に於ては支那の通貨一元を英貨の一先二片半見當とすることに基準を定め、これを政府の統制力によつて維持しようといふものであつた。

新幣制が實施されるや、恰も爲替の昂騰、物價の低落によつて殆ど全實業界が異常に窮迫してゐた時であつたから一般に歡迎され豫期以上の効果を收め、爲替の安定は政治的不安、主要外貨の騰落があつたにも拘らず、從來嘗て見なかつた程度に維持され、而も當局の通貨統一に對する努力の結果、法貨は一般に流通し、廣東、廣西地方にまでも普及され、廣東省銀行の毫銀券は、昨年八月以來一元五十に安定し、また廣西では同じく十一月以後、新紙幣が地方的紙幣に代る唯一の通貨として用ひられ、中央、中國、交通の三政府銀行以外の紙幣は市場から去りつゝ、あると同時に、下落した舊補助貨に代るべき十進法に基く新補助貨の集中的發行によつて、日々の取引も圓滑に行はるゝに至り、爲替の安定、通貨統一の完成に貢獻したのであつた。

即ち新幣制の實施に際して、從來の中南、中國農工の二銀行券は中央銀行に、四期、中國實業の二銀行券は中國銀行に、また中國通商、浙江興業、中國製業の三銀行券は交通銀行に夫々接收された。補助貨については昨年一月十一日附で公布された補幣條例によれば、從來の銀補助貨及五角、二分、一厘、二厘の補助貨幣の鑄造を廢止し、新補助貨幣として、二十分、十分、五分の三種のニッケル貨(重量は夫々六、四五及三グラムで品位は純ニッケル)及一分と半分の二種の銅貨(重量は夫々三五及一五グラムで品位は銅九五、錫五)の鑄造を規定したのであつた。

一九三五年十一月三日の新幣制實施の時に於ける政府銀行の銀行券發行高は四億二千七百萬元であつたが、昨年末には十一億四千三百萬元に増大を示して居り、この數字は一應異常なインフレーション

ンであるやうに見えるが、實際は紙幣發行の集中化、白銀及地方銀行券の回收等に加へて、昨年の豊作と前年の不況が回復したことによるもので、この政府三銀行の銀行券發行額の増大こそ、通貨統制の上に有力なる働きを爲して居るのである。

二 銀問題と米國の援助

通貨の統制と共に銀の國有も進捗し、昨年末までに發行準備管理委員會は、三億元の新らしい銀を收得したのであるが、他方新幣制の實施後間もなく米國政府に對して一オンス六十仙の割合で約五千萬オンスの銀を賣却し、昨年の五月には更に多額の銀を賣却するための取極めが結ばれたが、この所謂米支銀協定は、成立の經過及内容について米支兩國政府共に公表してゐないので詳細は不明であるが、傳へられるところによれば、五月十二日ワシントンに於て調印され、(一)銀價の安定に關する協定、(二)米國は一オンス五十仙で支那から七千萬オンスの銀を買入れ、その代金は金及信用借款として米國內に於てこれが支拂ひをすること、(三)支那の通貨の安定及貿易決済に要するクレヂットを設定すること等を内容とするものであるといふ。斯くして爲替の安定と共に、幣制改革の目的を達成するために財政當局が利用し得る財源を増加したのである。

なほ米支銀協定に引續いて五月十七日、國民政府は「新幣制補強工作」を發表したのであるが、これによれば支那政府は

(一) 銀行券の發行に對しては常に金、爲替及銀の充分な準備を維持するものであるが、その中で銀は準備の最低限度を發行額の百分の二十五と規定する。

(二) 商民の便利を圖るために半元及一元の銀貨を鑄造して硬貨の種類を完成する。

(三) 法幣の地位を一層鞏固ならしむるために現在の銀準備の外に巨額の準備増加を圖ると共に、金及外國爲替の保有をも増加することに努めたといふのである。

而して幣制改革の結果管理通貨を採用するに至つた支那にとつては、銀の保有は最少限度の準備と上記の「新幣制補強工作」による新らしき銀補助貨の鑄造用とを除いては、その必要が無くなつたのみならず、他方世界市場に於て銀を賣却することは、その價格を甚だしく暴落することとなるので、この米支銀協定は、支那の有つて居る銀の秩序ある處理のために、新しい捌け口を開き、併せて支那の外貨保有量を増大したものであり、同時に米國の銀購買法の要求するところを充たさんとする努力を援助したもので、米支雙方の利益のために最も都合のものであつた。何れにせよ、この米國の助力は新幣制の成功に對して大なる支持と言ふべく、銀問題に對する有力な援助であつた。

三 爲替の安定と國際收支

新幣制は爲替の安定によつて支那の財政的信用を増すと共に國際貿易を圓滑ならしむるの結果とも

なつた。海關の報告によれば、昨年純輸入額九億四千五百五十四萬四千七百三十八元に對し、純輸出額は七億五百七十四萬一千四百三十三元で、入超は二億三千五百八十萬三千三百三十五元である。なほ一九三四年から昨年度までの輸出入の對照を示せば左の通り。(單位百萬元)

年 度	輸 入		輸 出		入 超
	數 量 指 數	價 值 指 數	數 量 指 數	價 值 指 數	
一九三三		一〇三〇	五三五		四九五
一九三四		九一九	五七六		三四三
一九三五		九四二	七〇六		二三六

輸出入價格は爲替及國際的物價變動のため、支那貿易の真相を示してゐないのであるが、輸出入の五五七%を占める主要貿易品十三品目を基礎として最近の貿易量を計算すれば次の通りである。(一九三三年を一〇〇として)

年 度	輸 入		輸 出	
	數 量 指 數	價 值 指 數	數 量 指 數	價 值 指 數
一九三三	七三二五	七六五二	八三五二	八七四八
一九三四	七〇二五	六八三一	九一三七	九四二一
一九三五	三七六一	六九九七	八七八二	一一五三五

昨年における輸入数量指數の激減は麥、麥粉、綿布、米、棉花、ケロシン油（これらの品目は一九三三年には總輸入の六五九%を占めて居る）の輸入減によるものであり、また昨年に於て數量指數と價值指數との懸隔の甚だしいのは、支那主要輸出品の需要が減じたにも拘らず價格の騰貴したのによるものである。

更に支那が自動調節の銀本位制を採用してゐた當時には、毎年の國際收支の順逆は金銀の移動によつて表示されたのであつたが、新幣制の實施と共に金銀の移動は順逆を示さないものである。昨年度に於ける國際收支を示せば（單位百萬元）

(A) 支拂勘定		(B) 在外支那人への支拂（遊行者、學生及在外公館の支拂を含む）	
一、貿易及貿易外	一、二四一・五	及在外公館の支拂を含む	二二・〇
(イ) 商品輸入	九四一・五	(二) 外人事業の利益送金	七〇・〇
内譯 海關報告	二〇〇・〇	小計	一、三五一・三
密輸出及無登録	二二七・八	資本勘定内容未詳	四二五・五
(ロ) 外債元利拂	七六七	合計	一、七七六・八
内譯 海關	六四	(B) 受取勘定	
小麥及棉花（對米）	一四三	一、貿易及貿易外	八一・六
鹽	三〇・四	(イ) 商品輸出	七〇・五七
鐵道		内譯 海關報告	

過少評價（一五%）推定額 一〇五九		二、資本勘定	
(ロ) 在外支那人の送金	三三〇・〇	(イ) 金の輸出	四五六
(ハ) 在支外人への支拂（遊行者、布教及慈善事業關係者、大公使館及領事館、陸海軍海運を含む）	一六〇・〇	内譯 海關報告	四〇・六
(ニ) その他の収入（地金賣却利益金代理店の手數料及手當、支那人在外投資の收入）	九〇・〇	(ロ) 銀の輸出	二八九・六
内譯 海關報告		内譯 海關報告	二四九・六
密輸出		密輸出	四〇・〇
外債、投資及クレヂット		外債、投資及クレヂット	六〇・〇
合計	一、三八一・六	合計	一、七七六・八

海外華僑からの送金も昨年は相當増加を示して居るが、これは爲替安と海外に於ける支那貨の信用回復、諸外國の好景氣等によるものである。又上記國際收支中に理由不明の四億二千五百萬元の支拂勘定があるが、これに關して、新幣制の下に於ては從來發行準備に供した白銀が、次第に外貨及外國證券に代りつゝあることに注意しなければならぬ。

四 公債の整理と物價問題

昨年一月四日、行政院會議に於て可決された「民國二十五年統一公債發行原則」は同年二月二日財政部より公表された。即ち統一公債を發行して現存内國債の長期公債への強制借換を行ひ、更に復興公

債の新規發行を行はんとするものである。統一公債は二月一日附を以て發行され、發行總額十四億六千萬元、利率は年六分で甲乙丙丁戊の五種に分たれ、用途を各種の分別償還に充て、償還期限は甲種十二年、乙種十五年、丙種十八年、丁種二十年、戊種二十四年、また復興公債は三月一日附を以て發行され總額三億四千萬元で利率は年六分、用途は法幣政策の完成、金融組織の健全、生産建設の補助、國庫收支の平衡及公債市價の調節基金に充てられ、償還期限は二十四年である。なほ統一、復興兩公債共に擔保基金は舊債券に照して關稅の項目から、賠償金及外債を支拂つた殘額を以てこれに充てられることに規定されて居る。

これらの公債の價格は、平和を脅かす幾多の政治的不安、兵亂等があつたにも拘らず、高い標準に安定してゐたのであつた。新幣制實施以後に於ても、依然たる關稅の減收のため財政の窮乏が救はれずその結果かうした徹底した公債政策の採用を必要としたものであつた。即ち從來の三十八種の舊公債を、統一公債の發行によつて統一整理し、從來の支那公債が政府にとつて不利な條件であつたのを修正すると同時に、公債に堅實性を與へたのであつた。なほこれによつて償還期の延長と利率の引下げの結果によつて、今後の債務の遞減を計つたのである。

なほ假上の新財政、金融政策は國內的に從前のデフレーションの悪い影響を救済し、重要商品の卸賣價格の騰貴を見るに至つた。即ち本年一月に至つて卸賣價格の指數は突然上昇し、以來一時變動を見たが、最近の數ヶ月間には更に上昇を示して居る。即ち昨年十二月の上海に於ける卸賣價格の指數

は一九三五年の十月に比して二六・二%方騰貴を示して居るが、これは生計費に於ては僅かに一三%の騰貴であつたのであるから、大衆に對してそれ程の影響は無かつた。また輸出品價格(大部分は農産その他の原料品である)は二七・六%、輸入品價格は一九・三%の騰貴を示した。然しこれは一面に於て、金本位ブロック諸國に於ける通貨が平價を切り下げられて以來世界の物價が回復したことを示すもので、必ずしも支那一國の經濟事情の悪化を示すものではないが、事實に於て新幣制實施以來支那に於ける金融狀態は緩漫となつた。

本年四月三日の中國銀行總會の席上に於て宋子文は昨年の財政事情及新幣制の成功について「昨年に於ける諸情勢は集結的な金融統制の進歩、爲替の安定、物價の回復、經濟界方面の景氣の回復、輸出貿易の向上等を示したものであるが、これら新幣制の効果は、農村の農作にもよるが、尙政府部内に於ける誤解が不當に誇張されたものであつたことをも證明して居るのである。民衆をして傳統的な銀に對する崇拜心を捨てしめることが出来たのであり、また政府も金屬貨幣本位を脱却した通貨の價値を統制する能力を有つに至つたのであり、民衆の信頼もこの新幣制成功の一つの原因でもあつた。若しさうした民衆の信頼がなかつたならば、當局が如何に財源を豊富に有つてゐても通貨の安定を維持することは不可能であつたらう」と述べて居る。

〔附記〕 本文は主として本年四月三日發表された中國銀行總會に於ける董事長宋子文の報告によつたものである。

最近公布の法令

内閣官房總務課

○大正十二年勅令第五百十七號東京區裁判所
臨時職員増置ノ件廢止ノ件(勅令第五百十七號)

震災地に於ける借地借家調停、借地借家臨時處理、和解、證據保全、登記及戸籍に關する臨時事務が終了し、之に従事した職員は不必要となつたので、之に關する勅令を廢止したのである。

○農林省官制中改正ノ件(勅令第五百十二號)

馬匹去勢に關する事務は家畜衛生事務と共に、從來農林省畜産局の管掌する所であつたが、馬匹去勢は、本來、馬の使役を容易ならしむることを目的とするものであるから、一般馬政の事務を管掌する馬政局に於て掌ることから、一般馬政の事務を管掌する馬政局に於て掌ることから、關係職員技師一人、技師二人を、農林省職員より馬政局職員に組替へ、又農林省に於て、農林省定施設の事務に従事せしむる爲、技師技手各一人、及農林省職員一人を置き、屬二人を之に振替へたものである。

○蠶絲試驗場官制中改正ノ件(勅令第五百二十三號)

蠶絲試驗場の製絲及生絲纖維の性状に關する試験研究の

施設擴充に伴つて、技師、技手各二人、屬一人を増員したものである。

○營林局署官制中改正ノ件(勅令第五百二十四號)

昭和十年度以降四箇年計畫を樹立して、遂行中の國有林の調査利用開發及増進に關する事業、及昭和九年度以降五箇年計畫を以て遂行中の立木處分の改善に關する事業の進捗に伴つて、營林局の技師、技手、技手の定員を各二人、營林署の屬、技手の定員を十三人、又東京、大阪兩國有林清物販賣所の屬、技手の定員を二人、増置し、且山林經營の集約度の著しく増進した國有林地方の營林署當區職員として、技手二百五十人を置き、從來配置せられた森林主事を之に振替へる爲改正せられたものである。

○旅順工科大学官制中改正ノ件(勅令第五百二十六號)

旅順工科大学に於て、昭和十二年度から、應用化學に關する學科目が増加されることになつたので、教授一人、助教授二人、及助手三人を増員し、又學生生徒の指導監

督に當らしむる爲、學生主事一人を新設し、尙其の官等俸給を定め、且關東高等法院檢察官長たる檢察官の俸給を、關東高等法院院長たる判官の俸給と同額に増額されたものである。

○海軍豫備員令中改正ノ件(勅令第五百二十八號)

海軍豫備員制度を擴大して水産講習所洋漁業科卒業者を海軍豫備少尉に任用し、海軍豫備補習生教授修了者を海軍豫備三等水兵又は海軍豫備三等機關兵に採用することとし、又豫備特務士官以下の兵種を鎮守府に移し、海軍豫備員の服役年限年齢を官等級に應じ差を設けることにし、且豫備下士官兵に對し簡便點呼を行ふことを得る規定を新設する等の改正を行ひ、又之に伴つて海軍豫備兵の職階を定めたもので共に四月十五日より施行せられた。

○鐵ノ輸入税免除ニ關スル件(勅令第五百三十號)

最近我國に於ける鐵の需給の現狀に鑑み、公共の安全を保持する爲、緊急の必要に山つて、憲法第八條第一項に依つて鐵特殊鋼を除く輸入税を昭和十三年三月三十一日迄免除したものである。

○朝鮮總督府諸學校官制中改正ノ件(勅令第五百三十一號)

水原高等農林學校に於て、園藝、畜産科新設の爲、教授

二人、助教授、書記各一人、京城高等工業學校に於て、土木學科、應用化學科、及共通學科の教授の充實を圖る爲、教授三人、並に庶務會計事務増加の爲、書記一人、京城師範學校に於て、學級増加の爲、教授六人、書記一人、同校附屬小學校學級増加の爲、訓導一人、全州師範學校に於て、尋常科の學年進行に伴ひ、教授三人、京城師範學校に於て、尋常科の學年進行に伴ひ、教授三人、並に附屬普通學校の學級増加の爲、訓導二人、大邱、平壤、全州の各師範學校に於て、附屬普通學校設置の爲、訓導各九人を増員し、新たに咸興師範學校の設置の爲、校長一人、教授十六人、訓導九人、書記二人を配置すると共に、水原高等農林學校附屬實業補習學校の廢止に伴ひ、之に關する規定を削除し、大邱、平壤、京城各師範學校に於て、講習科各一學級の廢止に伴ひ、教授各一人を減員したものである。

○關東觀測所官制中改正ノ件(勅令第五百三十二號)

關東觀測所に於て、夜間氣象の觀測並に通報を實施することになつたので、之が爲專任技師一人を増員したものである。

○南洋廳小學校官制中改正ノ件(勅令第五百三十三號)

南洋群島に於ける邦人學齡兒童の増加に伴ひ小學校を新設すると、既設小學校の學級數を増加するとの爲に、訓導二十名を増員したものである。

○陸海軍諸生徒死傷手當金給與令中改正ノ件

陸海軍諸生徒死傷手當金給與令に陸海軍諸生徒と稱する者の中、陸軍補充令の改正に依つて經理部士官候補生は陸軍の士官候補生に包含せらるゝに至つたので之を削り、陸軍士官學校令の改正に伴つて、陸軍士官學校候補生徒を陸軍候補士官學校生徒と改め、又海軍候補生徒を海軍候補士官學校生徒と改め、新たに海軍候補生徒が設けられたので之を加へたものであつて、陸軍士官學校候補生徒に關する部分のみは八月二日より施行される。

○南洋廳實業學校官制中改正ノ件

南洋廳實業學校の修業年限を一年延長すると共に、農商兩科を分設教授するに伴つて、主任教諭を新たに一名設け、判任教諭を一名増員し、學務長は主任教諭を以て充てることにし、且六月一日より書記を新たに一名設けるものである。

○海軍給與令中改正ノ件

海軍候補員候補令が改正せられ、新たに海軍候補員候補生の制度が設けられたに伴つて、其の艦船部隊に在る者には、従来の候補練習生と同様被服を交付し糧食を給することとし、又傷病を受け若は疾病に罹りたる場合

には、官費治療の途を設け、尙海軍候補生徒に對し、海軍に於て教育中海軍航空隊練習生と同様被服を交付し、糧食を給することとする等の改正を行つたものである。

○海軍服制中改正ノ件

海軍候補員令、海軍候補員候補令、及海軍兵職階等の改正に伴つて、海軍候補生徒及海軍候補練習生の海軍に於ける教育期間中の服制、並に海軍候補練習生の服制を定め、又従来の海軍候補員の服制に若干の改正を加へたものである。

○大正十一年勅令第十七號馬籍法ニ依ル手當料、手當及旅費ニ關スル件中改正ノ件

馬籍法に依る地方馬の檢査に於て、受驗馬の所有者又は管理人に給する従来の手當は馬一頭に付十五錢であつたが、之は少額に過ぎるので今回之を六十錢に増額したものである。

○昭和七年勅令第二百五十九號臨時農務省二經濟更生部ヲ設置スルノ件中改正ノ件

農林省經濟更生部の事務の内容に鑑みて、課長に充つる爲、專任書記官一人を増したものである。

陸軍省編纂

昭和二十年

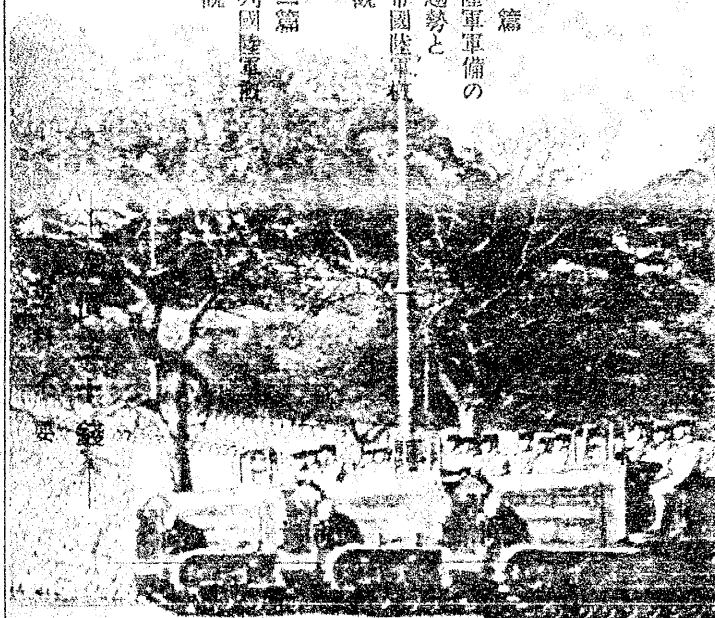
帝國及列國の陸軍

◆第一篇

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観

◆第二篇

列國陸軍概観



東京市麹町區大手町
内閣印刷局
振替東京一〇九〇〇

露光量違いにより重複撮影

陸軍省編纂

昭和二十年版

帝國及列國の陸軍

◆第一篇

陸軍軍備の

趨勢と

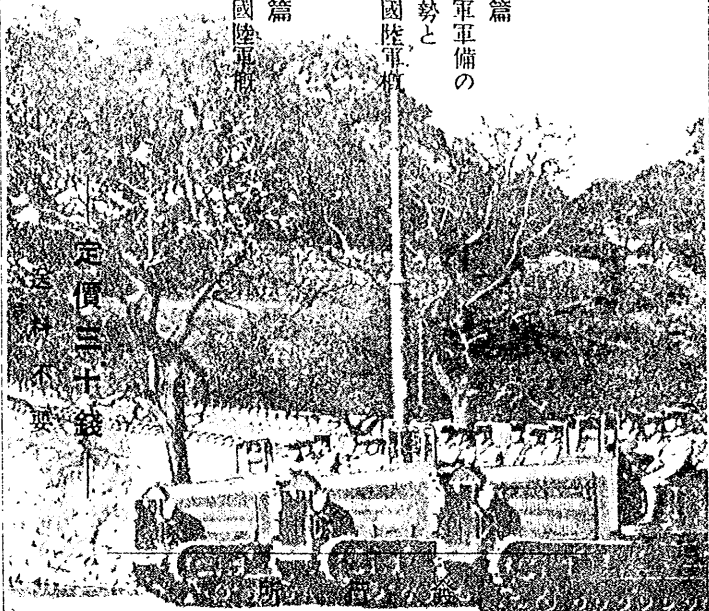
帝國陸軍概

観

◆第二篇

列國陸軍概

観



定價三十錢

東京市麴町區大手町

內閣印刷局

振替東京一〇九〇〇〇

陸海軍諸生従死傷予當金給與令中改正ノ件

海軍服制中改正ノ件

南洋廳實業取扱規則中改正ノ件
高等官俸給令中改正ノ件

大正十一年勅令第十七號馬車法ニ依ル手改
料、手當及庶費ニ關スル件中改正ノ件

海軍給與令中改正ノ件

昭和七年勅令第二百五十九號臨時陸軍省ニ
經濟更生部ヲ設置スルノ件中改正ノ件

露光量違いにより重複撮影

週報

第三十一號

昭和二十二年五月十九日

- 企畫廳の新設
(企畫廳)
- 現下鐵鋼應急對策と鐵鋼調査に就て
(商工省鑛山局)
- (國際時事解説)——
- 米國の互惠通商政策
(外務省情報部)

週報

昭和二十二年五月十九日

第三十一號

東京市豊町區大子町

電話九〇〇〇番

電掛九〇〇〇番

電掛九〇〇〇番

電掛九〇〇〇番

電掛九〇〇〇番

電掛九〇〇〇番

電掛九〇〇〇番

所 達 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九〇〇〇番 電掛九〇〇〇番	一ヶ月部 五錢 一年部 四圓四十錢 (外國郵便に依る地) (外貨に依る地) 要送料
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町二丁目三番 電掛東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	一ヶ月分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。

官報附録週報別刷

昭和二十二年五月十二日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市豊町區永田町
印刷者 内閣印刷局
東京市豊町區大子町